

① 東北の震災復興に向けた取り組み（釘田博文さん）

今日は、このシンポジウムにお招きいただきまして、ありがとうございました。みなさん、資料はお手元にありますか？こういった大教室に私も何十年ぶりに入って、懐かしの学生時代を少しだけ思い出した感じがしています。話に入る前に、若干自己紹介をいたしますと、私は農業経済を専攻したわけではありません。農学部ではありますが、畜産獣医を勉強したものです。ですが、農林省に入って30数年になります、その半分以上は畜産関係の仕事をしています。ただ、年数を見ますと、他の分野のことも仕事上携わりますので、特に今、農政局次長というポストですけれど、農政局の全般に関わっています。もちろん、得意不得意がありますので、今日の話の中で、あまり詳しくない分野もあります。限られた時間ですので、今日はイントロとして、端折り端折りお話をしたいと思います。なおかつ、他の報告を見ますと、皆様方、現場で実際いろんなことを実践されている方ですので、第二報告以降の方がきっと興味深い話だろうと思いますので、私の話は手短かに終わらせて、他の皆様の話を私も聞かせていただければ、と思っています。

それでは資料に沿って、お話をしたいと思います。まず、震災後の農林水産省/農政局の取り組みの中では、なんと言いましても、津波被害、津波の被災を受けた地域の復旧・復興の問題と、原発の問題があります。大きくその二つに分けてお話をしたいと思います。資料をおめくりいただきながら、まず1ページ目は、被災状況ということで、これも良くご存知のことかと思います。農林水産関係の被害が2兆円を超えているということで、農地の流失・冠水面積2万haとなっています。ただ特徴としては、今回は、津波被害ですから当たり前ですが、この2兆円の被害額の半分以上は水産関係ということです。農業被害よりも水産の被害が非常に大きいというのが今回の特徴だと思います。それから、農地2万haの中で約7割は宮城県ということで、農業関係の被害では宮城県が一番大きい。あと、地震による地盤沈下、右下に表がありますが、一番大きいところで陸前高田がマイナス84センチ、他の地域も50センチ前後の地盤沈下があって、なかなか水がひかない状況が見られます。2ページ目にいきますが、農業の復旧・復興の取り組みの流れが書いてあります。これも申し上げるまでもない話ですが、被害は、大きく分けると、生産基盤、農地なり農業用施設の問題、それから機械なり建物施設、そういったものの被害、それから地域のコミュニティ、担い手あるいは担い手組織の被害・崩壊、そういったような問題があります。震災後、第一次補正予算では、いずれにしても生産基盤について応急復旧ということで災害復旧事業に取り組んでいます。それから、いろんな機械施設については、あとでまた申し上げますが、生産対策交付金というのがありまして、補助金です。新たに施設なり機械を導入していただくという事業をやっています。それから、地域コミュニティの崩壊についてですが、津波被害を受けたところは特に、営農再開までにだいぶ時間がかかる場所が多いわけです。そういったところでは、とにかく農業、営農活動ができないわけですから、なおかつ、他の就業機会もなかなかあるわけではありませぬので、生活の糧が得られないという問題があります。そういった方々への所得機会の確保という意味で、経営

再開新事業というものを、やっています。大きくこの3つの流れでやってきたところです。それぞれあとでちょっとご説明いたしますが、その上で本格的復旧ということで、今週月曜日だったと思いますが三次補正予算が成立したということです。先ほど開会の挨拶の中で、山谷先生（農学研究科長）から、「遅い」という話がありました。行政を担当している我々としみしても、非常に遅いというのは実感しています。大変申し訳なく思いますけれども、いずれにしても、今後、先ほど申し上げました復興特区法案も含めまして、復旧・復興に向けた動きが本格化することを期待したいと、我々もそれに向けて精一杯取り組みたいと思っています。この三次補正予算の中では、施設等の本格復旧を行うために、災害復旧事業についても予算的な追加措置がなされていますし、被災した地域の農業経営をどう再開していくかというプラン作りについても新しい事業が設置されています。あとで触れたいと思いますが、もうちょっとそれが進んでいきますと農業生産のみならず、生産者が農産物の加工・流通に取り組むという、いわゆる6次産業化、今の民主党政権になりましたから看板政策の一つになっていますが、6次産業化というものも、被災地域の復興につながるような新たな予算措置なり制度も考えているのが現状であります。

それぞれの事業を若干細かく見ていきましょう。3ページ以降ですが、農地・農業用施設の復旧、これは書いてある通りです。施設を復旧しつつ、その中で軽微な塩害、塩水をかぶったところについては除塩事業というのも災害復旧事業の中でやっています、今年は東北4県で1,235haぐらいの面積で除塩ができて作付けが再開されているという状況になっています。それから、災害復旧については次のページにありますけれども、国が一部直轄事業でやっています。ここにありますように、仙台東部地域を含めて10地区で国の直轄による災害復旧事業が実施されています。

こういった事業を通じまして、6ページになりますが、国のほうで県あるいは市町村とも話し合いをしながら、農地の復旧の見通しがどうなるだろうかということを整理しました。この表はすでに公表されていまして、また今後数字は見直しされながら、若干動いていくと思います。ここにありますように、それぞれ岩手・宮城・福島の3県で、23年度は若干経営再開、営農再開していますけれども、多くは24年度にかかってくる。24年度までに岩手・宮城の被災農地の半分弱が営農再開する、さらに25年度まで見ますと8割ぐらいは再開できるのではないかという見通しになっています。ただ福島県は、原発によって作付け制限とか行われていますので、事故の見通しは不可能となっていて、ちょっと事情は違います。いずれにしても、被災した農地の復旧にはまだまだ2、3年かかるということがこの数字から見て取れるかと思います。また合わせまして、単に被災した農地を原形に復旧するということだけではなく、この際、農地の区画整備をして大区画にし、従来以上に効率的な営農ができるように区画整備事業を一緒にやろうという計画を立てつつある地域もあります。そうしますと、被害の復旧に合わせてもう少し時間がかかる地域が出てくるということになります。

以上が農地の整備ですけれども、次の7ページに、生産関連施設の復旧、あるいは農業

機械の導入、さらにいろんな生産資材の購入、土壌分析とか指導活動といったものについての補助事業があります。ハードとソフトがありますけれど、ここに書いてあるものが対象となっていて、基本的には1/2の補助事業になります。補助率1/2ということにつきましては、三次補正予算の中の特別交付金によって県市町村の補助率がかさ上げ可能になっていますので、実質的にはもう少し補助率は高くなるということです。残念ながら予算的には340億円という上限が設置されていますが、これまでのところ、この予算の執行状況は低い水準に留まっています。これは、予算のいろんな要件が厳しいという問題もありますが、それ以上に被災した地域の営農再開にはなかなか時間がかかっている、すぐに機械を導入しろと言われても、まだ農地が整っていないので機械だけを買うわけにはいかないといったような問題があって、予算は用意されたけれどもなかなか執行はされないところでもあります。そういったことも踏まえまして、先ほどの1/2の上乗せもありますけれど、一番下で書いてある事業執行にあたっての運用の明確化、細かい点はいろいろありますが、要は事業を使いやすくしていただくということで、いろんな見直しも行いまして、せっかく用意された予算ですので、年度内にできるだけご活用いただくように、県や市町村を通じて話し合いをさせていただいているところです。

それから、次の8ページになりますが、被災農家の経営再開支援事業、これはいわゆる休業補償的な予算と言われているわけですが、実際は被災された方にただ単にお金をお支払いするというのではなくて、地域ごとに農業者からなる復興組合、地域の農業復興組合を作ってくださいまして、その復興組合にその地域の農地の維持管理のためのいろんな作業を行っていただき、そういった作業の実働に応じて賃金といった形でお支払いをする仕組みになっています。具体的には、被災した地域のゴミや瓦礫の除去ですとか、農地の補修、水路の補修、土作り、こういった活動をしていただき、お支払いをするということで、それを通じて営農再開がまだできない、他の就業機会もないといった方々に対する当面の生活費の補助を行っているわけです。予算単価がありますが、これは一応地域にお配りする際の単価でありまして、実際個々の方々にお支払いする賃金は、先ほど申し上げましたが、実働に応じてということですので、この単価とはまた別になります。いずれにいたしましても、これまで24の市町村で89の復興組合が、大きな農地を抱える地域ではほとんどで復興組合をつくっていただきまして、それぞれの地域で活動していただいております。これは今年度限りということではありません。先ほど申し上げたとおり、来年度以降も営農再開にたどり着けない地域がたくさんありますので、そういった地域については来年度以降もこういった活動に対する支援はしていこうと思いますし、また地域ごとに農地を復旧し営農を再開していく際には、地域によってはこういった復興組合を将来の地域農業の担い手として組織化していったらどうかというような検討をされているところもあると聞いています。

以上が一次補正で取り組んだ内容ですが、さっきもちょっと触れましたけれども、2ページ戻っていただくと、下のほうの三次補正予算の中で、いくつか囲みがあります。災害復

旧事業は本復旧を行うということで継続してやっているわけですが、経営再開マスタープランというところがあります。これについては、特に被災地において、一時的にその農地がほとんどやられてしまって、あるいは担い手の方々も避難を余儀なくされている地域がたくさんあるわけですが、そういった地域で将来のその地域の営農をどうしていくのかということを集落ごとに話し合いをしていただいて、将来その地域を担っていく、中心となる農業者、担い手は誰なのかということ、さらにはそういった方にも農地をきちっと集約して規模拡大できるようにしていくようなマスタープランを地域ごとに話し合っていていただきたい。そういった計画作りに対する支援、さらには農地の集積支援金、これは農地の流動化、担い手に土地を集積するというような、今後担い手が高齢化で減っていく中で、なおかつ、生産性を高めていく上では農業の規模拡大というのは大きな課題でありますので、従来から規模拡大する際には、農地の受け手に対する助成をやっている。これは農地を出す人に対して出すのがいいのか、受ける人に対して出すのがいいのか、いろんな議論がありますが、戸別所得補償の中で規模拡大する方に対する助成というのが、今年度の予算からなされています。24年度の中では、特に被災地においては、農地を出す方に対して10aあたり3万円という単価で支援金が出されるという内容になっています。ただし、この場合、向こう10年間は少なくとも農地を他の方にお預けするというのが条件になっていますので、1、2年間だけということではありません。従いまして、将来的にその担い手の方に農地を集積して大規模な農業を育てていくという考え方に基づいています。話が飛びますが、つい先日までTPPが大きな問題となっていて、まだこれについてどうなるのか、はっきりしたことは我々もわかりませんが、そういう議論の中で一応TPPとは切り離されているわけですが、今後の農業をどうするかということで食と農林漁業の再生実現会議というのが政府の中につくられまして、その報告書が先月末でしたか取りまとめられています。これもみなさんには大変関係の深い内容だと思いますのでご覧いただければと思いますが、その中で今後の農業政策をどうしていくのか、農業の目指す方向が大きく掲げられています。その中の一つのキャッチフレーズなのですが、今後は平地では営農規模が20~30haの生産者が生産の大宗を担うような構造を作っていくのだと、かなり意欲的な目標を掲げています。なかなか難しいことではありますけれども、今後の国際化を含めて考えれば、あるいは担い手が今後急速に減ってしまうことを考えれば、そういった経営構造を急速に変えていかなければならないというのは、多くの関係者の共通した認識でもありますので、経営再開マスタープラン、これは被災地ではこういった事業をやりまし、被災地以外でも日本全国で同じようなプラン作りをすることになりますが、この事業が今後農林省にとって非常に重要な取り組みになると考えています。それから、6次産業化、これも先ほど申し上げましたが、補助事業の中でモデル事業をいくつかやりますし、これは24年度についても来年度についても新たないろいろな予算措置がいろいろ用意されています。ちょっとご紹介する時間はありませんけれども、6次産業化についてはやはり、今後の農業のあるいは地域の活性化にとって非常に大事な政策だと考え

ています。

時間もほとんどなくなっていますので、9 ページにいきます。先ほどから申し上げていますが、大震災の復興特区法が載っています。これも 2 ページに渡って資料がついていますが、なかなか中身は複雑といいますか、わかりにくいところもあります。まず国が基本方針を定めます。これはまだ法律が成立していませんので、今後ということになりますが、成立後、国が基本方針を定め、それに基づいて県または市町村がこの 3 つの計画を作って、この計画に基づいていろんな制度を活用し、あるいは予算を使いながら地域の復興に取り組んでいくといった具体的な道筋が示されることとなります。簡単に申し上げますと、一番左の復興推進計画、これはいわゆる特区と言われるいろんな制度あるいは手続きの特例措置、あるいは金融税制上の特例措置を使えるようにする計画であります。それから真ん中の復興整備計画、これは我々農林省にとって非常に大事な計画ですが、いわゆる町づくり計画と呼ばれていますけれども、今回津波被害を受けた地域に農地もありましたし、いろんな住居地・住宅地もあったわけです。それが一切合切流されてしまっているところがあるわけですが、その町づくりを今後どうしていくかということになるわけですが、その際に都市計画法ですとか農地法ですとか土地の利用規制がいろんな形でかかっています。例えば、農地に住宅を建てたいという話がこれからたくさん出てくると思いますが、いろんな法律上の規制があってなかなか簡単には進まないわけです。従来の手続きをとっていると、1 年、2 年かかってしまうこともあるわけです。そういうことでは地域の復興が大幅に阻害されますので、その手続きを簡素化してワンステップでできるようにしようということで、今後この町づくり計画を作って取り組みをスピードアップしていこうということです。ただし、これはこれからの課題になりますが、何でもかんでも地域が作った計画なら認めるかといいますとなかなかそうはいきませんで、要は役所ごとに見る角度が違うのですけれど、我々農水省にとってはやはり農業をどうしていくかという観点で見ざるを得ませんので、例えば、優良農地を潰して住宅をつくる、あるいは商店街をつくるといった計画も出てこようかと思います。その際には、そこに移転して行った方々の移転跡地が多分沿岸部などに残るわけですし、その跡地を農地に戻すといった取り組みを合わせて行っていただく必要があるわけです。なかなか全部が全部そうは行かないとは思いますが、基本的に町は再生していかなければいけませんし、地域の農業も将来に渡ってやっていけるようにしなければいけません。その両立をどう図るかということで、現実には非常に調整の難しい問題になってこようかと思います。もちろん、簡素化した手続きでいろんな農地転用とかそういったことを認める必要が出てくると思いますが、農水省としては、そういった計画、市町村で作られるいろんな町づくり計画の中で農地がどうなっていくのか、将来その地域の農業がきちんと展望を描けるようになっているのかどうか、その地域の農業の健全な発展に支障を来すことがないのかどうか、といったような観点でその計画をきちんと確認していくことになろうかと思っています。この町づくり計画、復興整備計画が今後我々にとって一番大事な計画ですし、被災地の方々にとっても大きな問題だと思

います。右側の復興交付金事業計画、これは今言ったような計画を実際やるにあたって復興交付金が用意されています。国の予算が1兆5千億円ほどありまして、ここに書いてあるような事業に使えることになっています。

もう時間になったようですので、放射能問題についてちょっとだけ触れます。まずお米の問題ですが、これはつい昨日も福島で規制値超えのお米が出たという報道が大きくなされました。私ども、お米については予備調査・本調査ということで二段階の調査をしてまいりまして、慎重を期してきたつもりであります。その中で、規制値を超えるものは幸い無くて出荷制限はかからなかったのですが、残念ながらその後、一部のJAが自主的に検査した中で規制値超えの米が出てきてしまったものですから、現在福島市の大波地区に出荷制限がかかっていまして、ここのお米はすべて検査をする取り組みをしています。その中で、昨日発表された34戸の農家を検査したところ、5戸の農家が規制値を超えていたことがわかっています。まだこの検査は続きますので、規制値超えの米はまだ少し増えるかもしれない。ただ、だからと言って、福島県のお米は広く汚染されているということでは無いと思います。原因とか実態の調査はこれからになりますので、その結果を見ないとわかりませんが、一部の特殊な地形とか土壌の条件とか、そういうことによって非常に高い汚染が見られる地域があるということではないかと思います。いずれにしても、これについては消費者に大変ご心配をおかけしていますので、消費者の信頼を回復できるようにきちんと検査をして、情報を開示していくことが必要だと思っています。

それから、次のページには稲わら・牛肉問題。これも一時期、大変大きな問題となりました。牛肉については全頭検査をしながら出荷を再開しています。あとは稲わらの問題。現在農家が持っている稲わらは、東北・関東8県で7千トン以上ありますが、特に宮城県にその半分くらいあります。農家の農場の中に汚染されて使えない稲わらがたくさん残ってしまっていて、農家が大変困っています。これを何とか処分するべく私どもも取り組んではいるのですが、なかなか汚染された稲わら、放射性汚染物質ですから、これをどこに持って行くかという問題になりまして、これは今後汚染土壌などの問題もそうですが、放射性物質をどこに処理するかという大変な問題で、汚染稲わらも行き場を失ってしまっていて、関係の自治体には大変ご苦勞願っています。いずれにしても、これは何とか解決を図っていかねばいけませんので、引き続き県や市町村と連携しながら、この問題に取り組んでいく必要があります。あと、その他の飼料ですとか、肥料の問題、最後に土壌汚染の問題がありますけれど、時間がないのでのちほどご覧ください。最後に一言だけ申し上げます。この放射性物質の除染、これについては先般すでに放射性物質の汚染対象特別措置法という法律ができました。これまで放射性の廃棄物処理についてきちんとした法的枠組みが無かったので、汚染稲わらを誰が処理するのかということが明確に決められていませんでした。今度この法律ができて、来年の1月1日から施行されます。一定の基準を満たしたものは、国が、この場合の国は環境省になろうかと思いますが、国が責任をもって処理をすることが明確化されます。あとは自治体の役割、国の役割というものも明確化さ

れていますので、今後、農水省も環境省と連携を取りながら、この問題に取り組んでいきたいと思っています。大変、はしょりはしょりで不十分な説明になりましたけれども、時間ですので、これで終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

(司会) はい、どうもありがとうございました。短い30分という持ち時間の中で非常にボリュームのある内容でした。みなさんの方から、何か確認したい点、ないしはご意見とかありますか？

(岩崎) 宮城県角田市に住む岩崎と申します。予算の執行が捗々しくないという話がありました。農家にとっては、まず情報が来ない。そして、ペーパーの形で情報をいただいても、役所の文章は難しく、なかなか理解することが困難である。そこで、東北農政局は直接農家に会って、顔と顔を突き合わせてお話をなさる、そういう機会をつくる考えはないでしょうか？

(釘田) はい、ご指摘の通りだと思います。どうしても役所の作る資料はわかりにくいというのが定番ですので、我々もできるだけそういう機会をつくるよう努力はしているつもりです。地域ごとの説明会、JAや生産者の方に集まっていたいただいた説明会を、これまで何回もやっているのですが、なかなかすべての方にまで情報をきちんと提供する、ご説明するには至っていないのだと思います。これは、どこまでできるかこの場でお約束できることではないのですが、ご指摘の点は非常に良くわかりますので、とにかくもう少し努力していきたいと思っています。また、個別にも「このようなことをやりたいのだけれど、どうだろうか？」というご相談があれば、農政局にお気軽に電話してください。担当者が出てご相談をお聞きするなり、場合によっては現地に赴いてお話を伺う取り組みもやりますので、よろしく願います。

(司会) その情報提供の件です。やはり現場では、そういう機会がずいぶん重要だと聞いていますし、時々私に言ってくださる方もいます。その関係で、審議中の復興庁の件はどうなっていくのだろうか。本部を東京において、福島、仙台、盛岡に復興庁のランチを持ってくる。それでは、それぞれのランチと例えば東北農政局がどういう役割分担をするのか、いろんな国の出先機関や都道府県市町村とどういう役割を分担するのか、まだまだ課題があるだろうと思います。

まだ、質問等があるかと思いますが、時間の関係もありますので、これで東北農政局の釘田さんのご報告を終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。